

# 結婚

に関連するおもな手続き

|                              | 下記にあてはまる方は世帯にいますか？<br>あてはまる手続きをご自身で確認してください  | 手続き  | 必要なもの   | 該当                     | 受付窓口                | 受付済 |
|------------------------------|--|--|---|------------------------|---------------------|-----|
| 住所<br>戸籍                     | 住所が変わる方                                      | 住所変更（転入・転出・転居）   | ※転入・転出・転居のチェックシートも<br>確認してください  |                        |                     |     |
|                              | 同居中で、今まで生計が別になっていた方<br>（住民票上、別世帯になっていた方）     | 世帯合併届  |   |                        |                     |     |
|                              | 姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方                      | カードの券面記載事項変更（氏名変更）   | ・マイナンバーカード  |                        | ○住民生活課<br>【住民係】     |     |
|                              | 姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方                      | 旧姓での印鑑登録は自動的に登録廃止になるため、新しい姓での印鑑登録が必要です                                     | ・顔写真付本人確認書類<br>・登録する印鑑  |                        |                     |     |
|                              | お子さんの戸籍についてのご相談                              | 入籍届、養子縁組届など  | ※受付窓口でご相談ください   |                        |                     |     |
| 保険<br>年金                     | 国民健康保険に加入中で、姓など資格確認書の記載に変更がある方               | 新しい国民健康保険資格確認書の交付  | ・変更前の国民健康資格確認書<br>（兼高齢受給者証）   |                        | ○住民生活課<br>【保険係】     |     |
|                              | 国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方                 | 国民健康保険の脱退  | ・勤務先の資格確認書等<br>・国民健康保険資格確認書   |                        |                     |     |
|                              | 最近退職した方<br>→配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方              | 岩美町役場での手続きはありません   |   |                        |                     |     |
|                              | →国民健康保険に加入する方                                | 国民健康保険の加入<br>※資格喪失日より14日以内<br><br>国民年金の加入<br>（20歳から60歳未満）<br>※資格喪失日より14日以内 | ・勤務先の健康保険の資格喪失証明書   |                        | ○住民生活課<br>【保険係】     |     |
|                              | 姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方           | 各種認定証の変更<br>※勤務先の健康保険に加入の方は<br>勤務先へお問い合わせください                              | ・限度額適用認定証<br>・限度額適用・標準負担額減額認定証<br>・特定疾病療養受療証など                                      |                        | ○住民生活課<br>【保険係】     |     |
|                              | 年金を受給している方                                   | 年金の氏名変更<br>※共済年金の方は共済組合へ届出   | 日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、原則手続きは不要です  |                        | ○住民生活課<br>【保険係】     |     |
|                              | 児童手当を受給していて、受給者が変わる方<br>（0歳～高校生年代）           | 児童手当の受給者変更<br>※新たに申請する方が公務員の場合は、<br>勤務先に申請してください                           | ・請求者の通帳<br>・請求者の保険資格が確認できるもの<br>（3歳未満の子どもがいる場合のみ）<br>※必要なものがそろっていても<br>窓口へお立ち寄りください |                        | ○子ども未来課<br>【子育て支援係】 |     |
| 子ども医療費受給者証をお持ちの方<br>（0歳～高校生） | 子ども医療費受給者証の変更                                | ※受付窓口でご相談ください  |   | ○住民生活課<br>【保険係】        |                     |     |
| 保育所に入所しているお子さんがいる方           | 住所・氏名変更など                                    | ※受付窓口でご相談ください  |   | ○子ども未来課<br>【子育て支援係】    |                     |     |
| ひとり親家庭等に該当していた方              | 児童扶養手当の資格喪失                                  | 児童扶養手当証書   |   | ○子ども未来課<br>【こども家庭センター】 |                     |     |
|                              | 受給者証の返却                                      | ・ひとり親家庭等医療費受給者証  |   | ○住民生活課<br>【保険係】        |                     |     |
|                              | 就学援助の再申請<br>※世帯構成が変わると再申請が必要です               | ※受付窓口でご相談ください  |   | ○教育委員会事務局              |                     |     |
| 特別児童扶養手当の受給者が変わる方            | 特別児童扶養手当の受給者変更                               | ・特別児童扶養手当証書  |   | ○健康福祉課<br>【地域福祉係】      |                     |     |
| 重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方       | 重度心身障がい者医療費受給者資格の変更                          | ・重度心身障害者医療費受給者証<br>・保険資格が確認できるもの   |   | ○住民生活課<br>【保険係】        |                     |     |
| 予防<br>接種                     | 予防接種を希望される方                                  | 氏名・住所変更など  | ※受付窓口でご相談ください   |                        | ○健康福祉課<br>【健康増進係】   |     |
| がん<br>検診                     | がん検診の受診を希望される方                               | 氏名・住所変更など  | ※受付窓口でご相談ください   |                        | ○健康福祉課<br>【健康増進係】   |     |
| 高<br>齢                       | 姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方<br>（65歳以上または要介護認定を受けている方） | 介護保険証の氏名変更   | 介護保険証   |                        | ○健康福祉課<br>【介護保険係】   |     |

|      |   |                          |   |                      |
|------|---|--------------------------|---|----------------------|
| 障がい  | 姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方                         | 各種手帳の氏名変更                | ・身体障害者手帳<br>・療育手帳<br>・精神障害者保健福祉手帳など       | ○健康福祉課<br>【地域福祉係】    |
|      | 重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方                      | 重度心身障がい者医療費受給資格の変更       | ・重度心身障害者医療費受給者証<br>・保険資格が確認できるもの          | ○住民生活課<br>【保険係】      |
| 税・料金 | 上下水道の使用者名義が変わる方                             | 使用名義変更                   | ※受付窓口でご相談ください                             | ○建設水道課<br>【計画調整係】    |
|      | 税・料などの口座を変更する方                              | 口座振替の変更                  | ・預金通帳<br>・通帳の届出印                          | ○税務課等関係課             |
| その他  | 農業者年金に加入している方で<br>姓や住所に変更がある方               | 年金証書又は被保険者証の氏名・住所変更      | ・年金証書又は被保険者証                              | ○農業委員会<br>(農林水産課内)   |
|      | 町営住宅を退去する方<br>または町営住宅に同居する方                 | 町営住宅の退去手続き<br>町営住宅の同居手続き | ※入居者が増減する場合、<br>必ず届出が必要です<br>受付窓口でご相談ください | ○住民生活課<br>【住宅係】      |
|      | 役場から送付される別居親族宛書類の送付先<br>になっている方で姓や住所に変更がある方 | 送付先の変更                   | ※受付窓口でご相談ください                             | ○送付先届出書を提出<br>した各関係課 |

## 岩美町役場

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675 番地 1

電話 0857-73-1411(代表)

※健康福祉課

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2  
岩美すこやかセンター内

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※毎週 火曜日・木曜日の窓口業務(住民生活課・子ども未来課・税務課・健康福祉課  
に限る。)は午後7時まで

岩美町ホームページ <https://www.iwami.gr.jp>

# 手続きチェックシート 結婚

ご結婚おめでとうございます

忘れずにお持ちください

## 婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・全国共通の届出用紙
  - ・ご結婚されるお二人の署名
  - ・証人(成年二人)の署名

### 本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を  
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・特別医療受給者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります

当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、  
後日再来庁をお願いすることがあります。  
できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから  
提出されることをお勧めします。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や  
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の  
マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。